

令和5年9月28日

告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 5 号に基づき、伴流ボクシングジム（以下「伴流ジム」という）所属ボクサーである愛楽 バルボア（ライセンスNo.50603）選手を令和 5 年 9 月 26 日より 6 か月のライセンス停止処分とする。

理由： 伴流ジム愛楽 バルボア選手は、令和 5 年 9 月 27 日の試合の前日計量において 1.0kg 体重超過し計量失格となった。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は愛楽 バルボア選手を令和 5 年 9 月 26 日より 6 か月のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 1 号に基づき、伴流ジムのマネージャーである団良美（ライセンスNo.46148）氏を嚴重注意処分とする。

理由： 当財団は、団良美が上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション